

監査報告書

平成24年 5月 9日

学校法人 クラーク学園

理事会 御中

学校法人クラーク学園

監事 新田 恭平

監事 小 椋 郊 一

私たち監事は、2011(平成23)年4月1日から2012(平成24)年3月31日までの2011(平成23)年度における学校法人クラーク学園寄附行為第7条各号に掲げられた会計および業務の監査を行った結果、次のとおり報告します。

1 監査の方法

(1)会計監査については、東陽監査法人の監査の計画、方法ならびに監査結果の報告を求め、また、適時その監査に立会し、かつ、会計帳簿、証憑書類の実査、照合など必要と認められる方法を実施して、計算書類の正確性を検討しました。

(2)業務監査については、理事会に出席して、業務の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、理事の業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

(1)資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令および寄附行為に従い、学校法人の収支状況および財産状況を正しく示しているものと認めます。

(2)理事の業務執行に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上